

# 上場株式等にかかわる収入がある方へ（ご案内）

## ● 上場株式等にかかわる収入は課税方式を選択できます

配当所得は総合課税、譲渡所得は分離課税による申告が基本とされていますが、

- ・ 上場株式等の配当所得（大口株主である株式の配当を除く）
- ・ 源泉徴収を行う特定口座内に受入れた上場株式等の譲渡所得

以上2つは、その収入を得た際に、所得税 15.315% と個人住民税5%（市民税3%・道民税2%）が源泉徴収されているため、納税者がその課税方式を選択することができます。

また、利子所得は上場株式等の配当に係る利子所得に限り、課税方式を選択することができます。

(表1)

	課税方式			
	所得税		個人住民税	
上場株式等の配当等に係る配当所得 (大口株主である上場株式からの配当を除く)	選択	申告不要	選択	申告不要
		総合課税		総合課税
		申告分離課税		申告分離課税
上場株式等の配当等に係る利子所得 <sup>※1</sup>	選択	申告不要	選択	申告不要
		申告分離課税		申告分離課税
源泉徴収を行う特定口座内の上場株式譲渡所得	選択	申告不要	選択	申告不要
		申告分離課税		申告分離課税

※1 上場株式等の配当等に係る利子所得とは、特定公社債の利子、公募公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配等に係る所得をいいます。

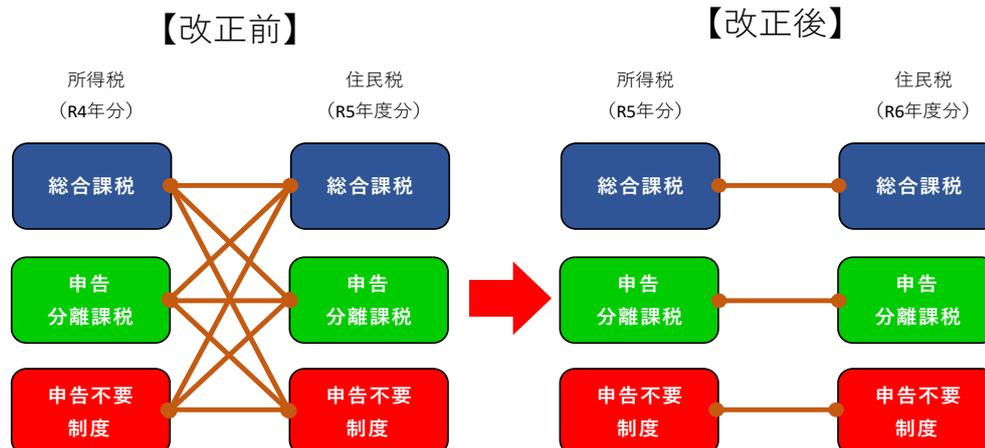
区分	内容
特定公社債	国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債など
公社債投資信託	証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式又は出資に対する投資として運用しないもの
公社債等運用投資信託	証券投資信託以外の投資信託のうち、信託財産として受け入れた金銭を公社債、手形、指名金銭債権、合同運用信託に対してのみ運用する一定のもの

## ● 令和6年度（令和5年分）より上場株式等の配当所得等に係る課税方式が統一されました

上場株式等の配当等に係る配当・利子所得及び譲渡所得については、これまで所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択が可能でしたが、令和4年度の税制改正により令和6年度の個人住民税（令和5年分の所得税の確定申告）から、課税方式を所得税と一致させることとなりました。

この改正によって、所得税で申告不要を選択した場合は、個人住民税でも申告不要となり、所得税で総合課税（分離課税）により確定申告を行った場合は、個人住民税においても総合課税（分離課税）で申告したこととなり、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することができない取扱いとなっております。

また、所得税の確定申告において選択した課税方式は、その後に修正申告や更正の請求を行う場合もその選択を変更することができないため、個人住民税においても同様にその選択を変更することはできません。



## ● 課税方式によって自己負担額が大きく変わる可能性があります

課税方式によって表2のように税率や適用される控除等が異なるため、税額が大きく変わる可能性があります。

(表2)

	申告した場合の税率		配当控除	配当割額控除・ 株式等譲渡所得割額控除	上場株式等に係る譲渡損失 との損益通算及び繰越控除
	所得税	個人住民税			
申告不要	—	—	×	×	×
総合課税	累進課税	10%	○	○	×
申告分離課税	15.315%	5%	×	○	○

また、所得税で上場株式等の配当等に係る配当・利子所得及び譲渡所得等を確定申告すると、これらの所得は個人住民税でも合計所得金額や総所得金額に算入されることとなります。これにより、以下のような影響が出る可能性があります。

- 非課税の判定から外れる。
- 税法上どなたかの扶養となっている場合は、扶養から外れ、扶養している方の税額が上がる。
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に本人または世帯の方が加入している場合は、保険料(税)が高くなることや、医療費の負担割合が増える。
- 市の給付や助成等の所得制限限度額を超える可能性があり、手当や助成が受けられなくなる。  
(給付の例：児童手当や児童扶養手当など)  
(助成の例：子ども医療費やひとり親家庭等の医療費など)

したがって、上場株式等にかかわる収入(または損失)がある場合は、ご自身の状況を考慮の上、課税方式を選択してください。

たとえば…

<p>Aさん70歳。年金収入250万円。 上場株式の配当額30万円、源泉徴収税額(所得税)45,945円、配当割額(住民税)15,000円。 前年以前からの繰越損失は無し。 前年の社会保険支払額(国民健康保険税205,000円、介護保険料80,000円)。妻を税扶養。 Aさんの妻66歳。年金収入80万円のみ。</p>
---

それぞれの課税方式で行なった場合の金額を比較すると…

(表3)

(令和5年度の税率適用)

	所得税		個人住民税		国民健康保険税	介護保険料
	申告・還付額	徴収済額	納付額	徴収済額		
申告不要※2	0円①	45,945円	35,500円④	15,000円	184,900円⑦	80,340円⑩
総合課税	-45,945円②		42,100円⑤		237,500円⑧	80,340円⑪
申告分離課税	13,000円③		35,500円⑥		237,500円⑨	80,340円⑫

※2 年金収入400万円未満のため、所得税は申告不要制度を適用することができます。



実際に課税方式を選択して試算してみると…

	所得税	個人住民税	国民健康保険税	介護保険料	合計
申告不要	0円①	35,500円④	184,900円⑦	80,340円⑩	300,740円
総合課税	-45,945円②	42,100円⑤	237,500円⑧	80,340円⑪	313,995円
申告分離課税	13,000円③	35,500円⑥	237,500円⑨	80,340円⑫	366,340円

→ このAさん世帯のケースでは、<申告不要>が最も自己負担額が低いこととなります。